

eco シフト割引特約

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2024 年 4 月 1 日 実施

 北陸電力株式会社

本 則

1 附帯契約種別

この低圧特別約款（料金表）のecoシフト割引特約（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、ecoシフト割引特約といたします。

2 適用範囲

次のいずれにも該当する場合で、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整ったときに適用いたします。

- (1) 低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）のecoシフトチェンジにより電気の供給を受けていること。
- (2) お客さまがほくリンク会員（ほくリンク会員規約に同意のうえ、当社が運営するインターネットサイト等において提供するサービスの利用を申込み、当社が承認した方をいいます。）であること。
- (3) 当社の「デマンドレスポンスサービス利用規約」により電気給湯機等を対象としたデマンドレスポンスサービスに加入していること。

3 実施方法

当社は、お客さまに次により需要創出（再生可能エネルギーの導入拡大に伴い電力が供給過多に陥った際に、当社がお客さまに対し電力の消費増加を促すことをいいます。）を実施していただきます。

(1) 需要創出実施の通知

イ 当社は、需給状況等から、お客さまに需要創出していただくことが必要と判断した場合、需要創出実施日の前日までに電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまに需要創出実施の通知をいたします。この場合、当社が電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等による通知を行なったときに、需要創出実施の通知をしたものといたします。

ロ 非常変災や電力需給のひっ迫が懸念される等やむをえない場合には、イで通知した需要創出の実施を中止することがあります。この場合、当社は、需要創出実施日の前日までに電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまに通知するものとし、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等による通知を行なったときに、中止の通知をしたものいたします。

(2) 需要創出実施対象期間

需要創出実施対象期間は、当社からの通知にもとづきお客さまに需要創出を実施していただく期間とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(3) 需要創出実施日

需要創出実施日は、需要創出実施対象期間において、当社からの通知にもとづきお客さまに需要創出を実施していただく日といたします。

(4) 需要創出実施対象時間

需要創出実施対象時間は、需要創出実施日にお客さまに需要創出を実施していただく当社の指定する時間といたします。

また、需要創出実施対象時間は、需要創出実施対象期間ごとに、次の場合を除き、原則として120時間といたします。

イ 電力の供給過多等により当社が必要と判断した場合、需要創出実施対象期間における需要創出実施対象時間は120時間を上回ることがあります。

ロ 非常変災や電力需給のひっ迫が懸念される等やむをえない場合、需要創出実施対象期間における需要創出実施対象時間は120時間を下回ることがあります。このとき、当社は、お客さまに3（実施方法）(1)に準ずる方法で通知いたします。

4 料 金

各月の料金は、料金表のecoシフトチェンジによって算定された基本料金および電力量料金の合計から(1)によって算定された各月のecoシフト割引額を差し引いたものに、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）

別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

(1) ecoシフト割引額

ecoシフト割引額は、その1月の割引対象電力量により次のとおり算定いたします。

なお、ecoシフト割引額の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{ecoシフト割引額} = \text{(2)の割引対象電力量} \times \text{(3)の割引単価}$$

(2) 割引対象電力量

割引対象電力量は、1月の需要創出実施対象時間における使用電力量といたします。ただし、割引対象電力量はその1月の使用電力量を上回らないものとし、割引対象電力量がその1月の使用電力量を上回った場合の割引対象電力量は、その1月の使用電力量といたします。

なお、割引対象電力量の単位は、要綱4（単位および端数処理）(4)によらず、最小位までといたします。

(3) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	5円00銭
------------	-------

5 その他

(1) 需給契約の消滅日と3（実施方法）(3)の需要創出実施日が同一の日となる場合は、その需要創出実施日のecoシフト割引額は適用いたしません。

(2) その他の事項については、要綱および料金表のecoシフトチェンジにかかわる規定を準用するものいたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

